

個別分野の施策（たばこ）

～第11回（2月）への既提出資料～

平成17年4月21日

厚生科学審議会地域保健健康増進栄養部会資料

個別分野の施策

たばこ	たばこは、がんや循環器病など多くの疾患と関連があるほか、妊娠に関連した異常の危険因子である。「健康日本21」においては、①たばこの健康影響についての十分な知識の普及、②未成年者の喫煙防止(防煙)、③受動喫煙の害を排除し、減少させるための環境づくり(分煙)、④禁煙希望者に対する禁煙支援について設定している。また、厚生科学審議会の「今後のたばこ対策の基本的考え方について」(平成14年12月25日意見具申)においては、「国民の健康増進の観点から、今後、たばこ対策に一層取り組むことにより、喫煙率を引き下げ、たばこの消費を抑制し、国民の健康に与える悪影響を低減させていくことが必要である。」と指摘されている。
施策の概要	- 喫煙が及ぼす健康影響についての十分な知識の普及 ○禁煙週間及び世界禁煙デー記念シンポジウムの開催 喫煙しないことが一般的な社会習慣となることを目指し、世界保健機関(WHO)が平成元年に毎年5月31日を「世界禁煙デー」と定めたところである。これを受け、厚生労働省においても「世界禁煙デー」に始まる一週間を「禁煙週間」と定め、「世界禁煙デー記念シンポジウム」を開催するとともに、ポスターの配布等により正しい知識の普及啓発を行っている。 ○ホームページを活用した情報提供 厚生労働省のホームページを利用してたばこに関する情報を国民に提供している。 ○「喫煙と健康問題に関する検討会」報告書(平成13年12月) 「健康日本21」の策定を踏まえ、専門家による検討を行い、たばこ健康問題に関する最新の科学的知見を集積した報告書が取りまとめられた。 - 未成年者の喫煙防止 ○未成年者喫煙禁止法(明治33年法律第33号) 未成年者の喫煙禁止、未成年者にたばこを販売した者に対する罰則等を規定している。 ○成人識別機能付たばこ自動販売機の設置 日本たばこ協会、日本自動販売機工業会及び全国たばこ販売協同組合連合会が、平成20年からの全国一斉稼働をめざし、現在、鹿児島県種子島の1市2町にて試験を実施している。 ○未成年者喫煙防止のための適切なたばこの販売方法の取組みについて(平成16年6月28日3省庁局長連名通知) 年齢確認の徹底、たばこ自動販売機の適正な管理の徹底等、未成年者喫煙防止のための適切なたばこの販売方法について、警察庁、財務省及び厚生労働省より関係業界宛に通知を发出した。 ○たばこ対策関係省庁連絡会議の設置 「たばこ規制枠組条約」を踏まえ、関係省庁が密接に連携してたばこ対策を促進するため、平成16年6月15日に関係省庁連絡会議を設け、たばこ対策の充実強化を図るための体制整備を行った。 また、未成年者の喫煙率は、依然として高率のまま推移していることから、関係省庁連絡会議幹事会の下に「未成年者喫煙防止対策ワーキンググループ」を平成17年1月18日に設置し、各省庁の密接な連携の下、未成年者の喫煙防止対策を促進することとした。 - 公共の場及び職場における分煙の徹底及び効果の高い分煙に関する知識の普及 ○受動喫煙防止対策について(平成15年4月30日健康局長通知) 健康増進法において、多数の者が利用する施設を管理する者は、受動喫煙を防止するために必要な措置を講ずよう努めなければならない旨を規定している。これを受け、平成14年6月に策定した分煙効果判定基準報告書等を参考にしながら、適切な受動喫煙防止対策を推進するよう、都道府県等に対して、同法の施行に併せ通知を发出した。 ○地方自治体庁舎等における禁煙・分煙の実施状況調査 平成12年9月に、地方自治体庁舎等の公共の場及び職場を対象に、禁煙・分煙の実施状況調査を行っており、その後、平成15年5月に健康増進法が施行されたことを受け、施行後約半年を経過した時点(平成16年1月5日現在)での状況を把握するために、同様の調査を再度実施し、昨年10月にその結果を公表した。 ○たばこ対策緊急特別促進事業(平成17年度予定) 都道府県において、①地域の関係者で構成される協議会を設け、関係者が連携してたばこ対策に取り組むこと、②受動喫煙対策が遅れている施設等を対象とした禁煙・分煙指導の強化を図ること等に重点を置いた対策を支援し、地域におけるたばこ対策の推進を図ることとしている。

施策の概要	4. 禁煙支援プログラムの普及 ○たばこ対策担当者講習会の開催 都道府県、政令市及び特別区のたばこ対策担当者を対象に、効果的なたばこ対策の推進に必要な最新の動向や知識の修得を図るために講習会を開催している。平成16年度からは、地方自治体と他の健康増進事業実施者との連携を図り、たばこ対策を効果的に推進するため、新たに医療保険者の保健事業実施担当者及び労働安全衛生法における安全衛生担当者等の参加も募り、講習会を実施している。 ○禁煙指導プログラムの作成(平成17年度予定) すべての市町村で禁煙支援が実施されるよう、必要な基礎知識、指導方法等について、禁煙指導プログラムを作成することとしている。 5. その他 ○健康科学総合研究事業 国民の健康の増進、生活習慣病に着目した疾病予防の推進のため、国内外の喫煙の実態に関する研究、喫煙習慣の改善に関する研究、未成年者の喫煙防止に関する研究等健康影響と喫煙対策の動向に関する研究を実施し、健康日本21の目標値の設定等の基礎資料として活用している。 ○たばこ対策に係る組織の拡充 厚生労働省においてたばこ対策に関する体制を強化するほか、保健医療科学院においてたばこ政策に係る効果的政策提言と実践に関する調査研究体制の整備を図ることとしている。
--------------	---